法規的告示

○農林水産省告示第千十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年六月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

（次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○国土交通省告示第四百七十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五十条の二第三項の規定に基づき、航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示

航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示（平成十二年運輸省告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1～3　（略）	1～3　（略）
4　准定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、継続的な評価によりその教育の内容及び方法が適切に行われていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。	4　准定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、継続的な評価によりその教育の内容及び方法が適切に行われていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。
5　定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明若しくは法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更又は事業用操縦士の資格についての法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、航空機の運航の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。（新設）	5　定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明若しくは法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更又は事業用操縦士の資格についての法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、航空機の運航の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。
6　一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての法第二十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の種類、等級又は型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、航空機の整備の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。	6　一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての法第二十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の種類、等級又は型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、航空機の整備の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。
7　次の各号に掲げる指定航空従事者養成施設の課程であって、当該課程の教育の種類及び科目に係る教育時間又は回数が適切であると国土交通大臣が認めたものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。	7　次の各号に掲げる指定航空従事者養成施設の課程であって、当該課程の教育の種類及び科目に係る教育時間又は回数が適切であると国土交通大臣が認めたものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。
一　（略）	一　（略）
二　法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める課程であって、類似する型式についての技能証明を有している者を対象とするもの	二　法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める課程であって、類似する型式についての技能証明を有している者を対象とするもの
別表一・二　（略）	別表一・二　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。